

裁判3年半戻らぬ時間



無罪判決 バス運転手会見

「検察引き返すべきだった」

「検察は引き返す勇気を持つべきだった」
 「三菱ふそうは車体の異常を認め謝罪を」。
 胆振管内白老町の道央道で2013年に起きたバス横転事故を巡る刑事裁判で、11日の札幌地裁室蘭支部判決は事実上、事故原因は車体側の不具合にあったと結論付けた。無罪を言い渡された高橋雅彦運転手(60)は判決後に札幌市で記者会見し、検察や三菱ふそうトラック・バス(川崎市)の対応を批判した。

(31面参照)

非常に健全な判決

交通事故裁判に詳しい高山俊吉弁護士(東京)の話 車両の欠陥が疑われる事故を巡り「欠陥の有無にかかわらず、ドライバーの責任」とする判決がよく見受けられる中、今回は事故原因について真正面から判断した。非常に健全で常識的な判決で、評価できる。一方で検察側の捜査、公判活動はおおざりな印象だ。車両に欠陥がある可能性があるのに、一個人に責任を負わせることは、責任を免れたいメーカー側にお墨付きを与えることになりかねず、真相に光を当てるのが困難になる。

早急にリコールを

北海学園大の神元隆賢教授(刑法)の話 検察は予備的に追加した起訴内容で、運転手が車体の異常を感知してから1秒程度までは安全な停止による事故回避が可能だったと主張した。しかし回避はもとより、事故を予見することも不可能だったと言うべきだ。三菱を巡っては車体欠陥による事故発生後もリコールせず、その後起きた複数の事故について、同社責任者の刑事責任を認めた一連のリコール隠し事件がある。今回は事故車両と同じ型式のリコールがなされておらず、早急な対応が求められる。

「時間を返してほしい」。判決後に記者会見し、検察や三菱ふそうの対応を批判する高橋雅彦さん(中央)＝11日午後、札幌市中央区

高橋さんは会見で、事故後に当時のバス会社から説明がないまま解雇されたことを明かし「家族には長い間、心配を掛けた。捜査機関側は当初から起訴ありきだった。時間を返してほしい」と声を詰まらせた。

道央道の事故後、同じ床下部品の破損が原因による人身事故が道外の高速度道路で3件発生。会見に同席した弁護士の吉田康紀弁護士

「事故が続いた時点で三菱ふそうは検察に『部品の異常が原因』と伝えるべきだったし、検察は引き返す勇気を持ち、白旗を掲げるべきだった」と批判した。

高橋さんは現在、別のバス会社に勤務。30年超の運転手人生で人身事故は今回だけでいい。事故を振り返り「被害者に申し訳ない」とした上で「当初から車体異常が原因だと思っていた。三菱ふそうは正直に認めてほしい」と強調。吉田弁護士は「三菱ふそうは高橋さんに謝罪すべきだ」と訴えた。

事故原因改めて解明必要

△解説▽高速走行中のバスが横転し乗客13人全員が重軽傷を負った重大事故を巡り、札幌地裁室蘭支部は運転手の過失を認めず、車体の不具合によって事故が引き起こされた」と判断した。判決は、起訴内容を追加してまで裁判を継続した検察の姿勢と、三菱ふそうトラック・バスの事故対応を暗に批判し、自省を促したと言える。

弁護側は事故後の車両検査で、床下にある金属製部品が腐食し破損していたことに着目。「部品の破損が事故原因」と訴えてきた。

一方、検察側証人として出廷した三菱ふそう社員は、コンピュータ実験の結果から「事故時は部品が9割程度破損し、車体のふらつきがあったと考えられるが、停車に必要な制御はできた」と証言。ただ、検

判決は部品の破損状況や、同社社員の「9割程度破損していた」との証言を重視し、運転手に過失があったとする検察側主張に対し、「合理的な疑いが残る」との判断を導いた。車体異常を前提に起訴内容を追加した検察の姿勢や、同社関係者の証言のみに頼った立証に疑問を呈した格好だ。

(松下文音)